

「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」発表時等における 臨時休業等についてのお知らせ

川崎市では「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表されたときの児童の安全確保について、次のように対応することになっておりますのでお知らせします。

1. 神奈川県全域、または県内の一部（川崎市に限りません）に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかが午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されている場合は、児童の安全確保のため、当日一日を臨時休業（休校）とします。この場合、当日の朝にメール配信等でお知らせすることはしない予定ですので、あらかじめご承知の上、テレビやラジオ、電話（177番）、インターネット等で最新の情報等の把握をお願いします。

また、午前6時の時点で、「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が解除されていた場合でも、市内の鉄道会社が計画運休を実施していて、職員の出勤が困難と判断される場合、当日を臨時休業（休校）とします。この場合は、メール配信にてお知らせします。

2. 「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報（「大雪警報」「大雨警報」等）が午前6時の時点で発表された場合、あるいは継続されていた場合などについては、これまで通り、その状況に応じて学校として判断をします。臨時休業（休校）の措置が必要だと判断した場合や登校時刻を遅らせると判断した場合は、保護者の皆様にメール配信にて、ご連絡します。

3. 児童の登校後に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された場合については、授業時間を繰り上げ、安全なうちに児童を下校させることがあります。また、下校する時間が暴風の襲来などと重なる恐れのある時などは、児童を学校で待機させるなどの安全措置を講じることもあります。

「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報が出た場合、計画運休が発表された場合並びに警報等が出ていない場合でも、天候の悪化が予想され、児童の下校に重大な支障をきたす恐れのある場合に、授業時間を繰り上げるか（途中で下校させるか）、学校で待機させるかどうかについては、その都度学校が判断します。

いずれの場合も授業時間の繰り上げや学校で待機になった時は、保護者の皆様にメール配信にてお知らせします。

4. その日一日を臨時休業（休校）と決定した場合、天候が回復しても途中から登校させることはいたしません。

※学校が臨時休業（休校）の場合は「わくわくプラザ」も休室となります。

※メール配信については、通信不能またはメールの到着が遅れるなどの場合も想定されますので、ご近所等と連絡をとり合ってください。

※裏面の「震災時などにおける対応について」の内容もお読みください。

上記の点について、ご不明な点がある場合は教頭（TEL 944-2107）までご相談ください。